

事務連絡
令和2年5月29日

各都道府県
指定都市
中核市

児童福祉主管部局・ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障害保健福祉部局
介護保険担当主管部局

御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

移行期間における子ども食堂の運営について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）等に基づき取り組んでいただいているところです。

今般、令和2年5月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言が解除され、同日、基本的対処方針についても緊急事態宣言の解除を踏まえた改定が行われたところです。

これまでも累次の事務連絡（令和2年3月3日付け、同年3月13日付け、同年3月24日付け、同年4月2日付け、同年4月8日付け及び同年5月8日）において、新型コロナウイルス感染症対策として子ども食堂において留意すべき事項等をお示ししてきたところですが、今般、下記の通り、改めて緊急事態宣言の解除及び基本的対処方針の改定を踏まえた留意点とともに、子ども食堂が活用できる施策等をお示しします。

子ども食堂は、子どもの食事の確保はもとより、子どもたちが安心して過ごせる場所を提供するものであり、国としてもしっかりと支援をしていきたいと考えています。各都道府県におかれては、下記を参考にしつつ、引き続き、子ども食堂の運営に格別の配慮をお願いするとともに、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

記

1 緊急事態宣言の解除及び基本的対処方針の改定を踏まえた留意点

基本的対処方針においては、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされています。

また、「移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）において、移行期間における施設の使用制限等について、以下の通り示されたところです。

- ・ 移行期間については5月25日から7月31日までの約2か月間（感染の状況を見つつ延長することがあり得る。）とし、移行期間中において、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等について、6月1日、6月19日、7月10日から、それぞれ段階的に緩和することとする。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設のうち、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種については、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを徹底するよう強く促す一方で、当該ガイドラインが実践されることを前提に、施設の使用制限等の協力要請を行っている場合はこれを緩和すること。
- ・ 現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種については、安全に業務を行うことができるよう、施設や業種の特性等に応じた感染防止策を精査の上、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等による感染防止策が策定され、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられるまでは、引き続き、地域の感染状況等を踏まえて慎重に検討を行うこと。

子ども食堂を運営するにあたっては、引き続き、新しい生活様式等に沿って徹底した感染防止対策を講じることを前提として、地域の感染状況を踏まえつつ、衛生主管部（局）ともご相談いただきながら、その実施方法について検討をいただくようお願いいたします。

なお、実施方法を検討いただくにあたっては、これまでの累次の事務連絡において、子ども食堂が地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえた留意点として、感染拡大の防止に向けた対応のほか、

- ・ 子ども食堂の活動において活用可能な政府の施策や、当該施策を活用した柔軟な運営が可能であること
- ・ 民間企業や地方公共団体、子ども食堂の運営者等との連携協力が重要であること
- ・ 子ども食堂とフードバンクとが協力し、子ども食堂において未利用食品を効果的に活用し、配布することが考えられ、農林水産省が実施する新しい事業の活用等が可能であること
- ・ 地域の感染状況を踏まえつつ、感染拡大の防止に向けた対応を行うことを大前提として、公民館などの社会教育施設等を利用して子ども食堂を運営することも考えられること

などをお示ししているところ、これに加え、下記2～5の支援策についてもご活用いただきながらご対応いただくよう、お願いいたします。

2 子どもの見守りを行う子ども食堂等への補助について

児童虐待のリスクの高まりに対応するため、「『子どもの見守り強化アクション

ョンプラン』の実施について」（令和2年4月27日付け子発0427第3号）を
発出し、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、支援対象児童等
の状況を電話や訪問等により定期的に確認し、必要な支援につなげるとともに、
民間団体等にも幅広く協力を求め、様々な地域ネットワークを総動員して、地
域の見守りの体制を強化することとしています。

5月27日に閣議決定された令和2年度第2次補正予算案においては、こうし
た子どもの見守り体制を強化するため、子ども食堂や子どもに対する宅食等の
支援を行う民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として
登録されている子ども等の状況の把握や食事の提供等に要する経費を補助する
「支援対象児童等見守り強化事業」を盛り込んでいますので、ご了承ください。

なお、申請手続き等については、補正予算案の審議の状況等を踏まえて、追
ってご連絡いたします。

（支援対象児童等見守り強化事業概要）

補助基準額：1か所あたり8,313千円

※民間団体等の支援スタッフの人件費、訪問経費など事業実施に係る経費
補助率：10/10（定額）

実施主体：市区町村

対象団体：子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等

対象期間：令和2年4月1日に遡及して適用予定

3 「生活を守る」プロジェクトチームにおける議論について

子ども食堂等を活用した居場所づくり、見守り支援等については、4月14日に
厚生労働省に設置した「生活を守る」プロジェクトチームにおいても、緊急に取り
組むべき事項として、感染防止に配慮した好事例の横展開等が指摘されているとこ
ろです。好事例については、今後、収集の上、公表を予定しています。

また、共同募金会では、3月から「臨時休校中の子どもと家族を支えよう緊急支
援募金」として、感染防止に配慮した子ども食堂等の居場所づくりや見守りを兼ね
た配食活動を行うNPO等の民間団体への助成を行っています。

貴管内の子ども食堂等も対象となる可能性がありますので、積極的な周知を
お願いいたします。

4 子ども食堂に対する政府備蓄米の無償交付について

農林水産省では、学校給食等に使用する米の一部に対し政府備蓄米を無償で
交付しています。今般、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、子ども食堂
等における食事提供が学校給食の補完機能を果たす等の役割が改めて再認識さ
れたことから、新たに、子ども食堂等に対しても、食育の一環として、政府備
蓄米を無償交付することとしています。

貴管内の子ども食堂から本取組の申請に関する具体的な相談があった場合
は、末尾の農林水産省照会先をご紹介いただきますようお願いいたします。

5 子ども食堂への食材提供について

「子ども食堂の運営における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ
た対応について（その2）」（令和2年5月8日付け厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）記3①において、農林水

産省が実施する新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者等から発生する未利用食品の利用促進に係る取組のうち、「学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策」についてご案内したところです。

今般、当該事業について、別添9のとおり、休業等により発生する未利用食品の有効活用のため、フードバンクの運搬用車両や倉庫の賃借料を支援対象に追加することとしました。子ども食堂とフードバンクが協力して、当該事業を活用することで、子ども食堂においても未利用食品を効果的に活用する取組が進むと考えられます。

また、同事務連絡記3②において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け在庫の滞留等が生じている品目の販売促進のため、食育の取組を行う子ども食堂等で使用する食材費等の支援についてご案内したところです。

今般、別添10のとおり、食材の提供等を希望する事業者の募集がホームページで行われていますので、積極的にご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

(別添1)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
＜内閣官房ホームページ＞
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0525.pdf

(別添2)

- ・「移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
＜内閣官房ホームページ＞
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

(別添3)

- ・業種別ガイドラインについて
＜内閣官房ホームページ＞
https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200526.pdf

(別添4)

- ・令和2年度厚生労働省第二次補正予算案について
P64「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守り体制の強化参照
＜厚生労働省ホームページ＞
<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/dl/20hosei04.pdf>

(別添5)

- ・子どもの見守り強化アクションプランについて
＜厚生労働省ホームページ＞
<https://www.mhlw.go.jp/content/000625488.pdf>

(別添6)

- ・「生活を守る」プロジェクトチームについて

<厚生労働省ホームページ>

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakaihosyou_458538_00001.html

(別添 7)

- ・臨時休校中の子どもと家族を支えよう緊急支援募金について

<中央共同募金会ホームページ>

<https://www.akaihane.or.jp/news/10716/>

(別添 8)

- ・子ども食堂等に対する政府備蓄米の無償交付について

<農林水産省ホームページ>

https://www.maff.go.jp/j/press/seisaku_tokatu/b_taisaku/200526.html

(別添 9)

- ・学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策について

<農林水産省ホームページ>

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html

(別添 10)

- ・食育等推進事業について

<農林水産省ホームページ>

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/hanbaisokushin/PR_syokuiku.pdf

<食育等推進事業事務局ホームページ>

<https://syokuikusuishin.jp/>

※過去の事務連絡については以下の一覧をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09853.html

【照会先】

(記1 子どもの生活・学習支援事業)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)

(記1 子どもの学習・生活支援事業)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 居住支援係
電話：03-5253-1111(内線 2879)

(記1 地域活動支援センター事業)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室 地域生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 3075)

(記1 介護予防・日常生活支援総合事業)

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係
電話：03-5253-1111(内線 3986)

(記1 介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業))

厚生労働省老健局老人保健課 介護予防係
電話：03-5253-1111(内線 3947)

(記2 支援対象児童等見守り強化事業)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室調整係
電話：03-5253-1111(内線 4896、4862)

(記3 「生活を守る」プロジェクトチーム)

厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付政策統括室
電話：03-5253-1111(内線 7697)

(記4 政府備蓄米の無償交付)

農林水産省政策統括官付穀物課
電話：03-3502-8111(内線 4239)

(記5 フードバンク活用の促進対策)

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課
電話：03-3502-8111(内線 4319)

(記5 国産農林水産物等販売促進緊急対策事業)

農林水産省大臣官房政策課国産販売促進チーム
電話：03-3502-8111(内線 3089)

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、後述する「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を抑えることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断されている。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。また、4月16日に、上記7都府県と同程度に感染拡大が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府について緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の県においても都市部からの人の移動等によりクラスターが各地で発生し、感染が拡大傾向に見られることなどから、人の移動を最小化する観点等より、全都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とすることとした。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月16日から令和2年5月6日までとした。

令和2年5月4日に、感染状況の変化等について分析・評価を行ったところ、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の一人丸となった取組により、全国の実効再生産数は1を下回っており、新規報告数は、オーバーシュートを免れ、減少傾向に転じるという一定の成果が

現れはじめる一方、引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られ、当面、新規感染者を減少させる取組を継続する必要があったことから、同日、法第 32 条第 3 項に基づき、引き続き全都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和 2 年 5 月 31 日まで延長することとした。

令和 2 年 5 月 14 日には、その時点での感染状況の変化等について分析・評価を行い、後述する緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたっての考え方（以下「区域判断にあたっての考え方」という。）を踏まえて総合的に判断し、同日、法第 32 条第 3 項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とする変更を行った。

また、令和 2 年 5 月 21 日には、同様に、分析・評価を行い、総合的に判断し、法第 32 条第 3 項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とする変更を行った。

その後、令和 2 年 5 月 25 日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断したところ、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなった。そのため、同日、政府対策本部長は、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められることから、法第 32 条第 5 項に基づき、緊急事態解除宣言を行うこととする。

緊急事態宣言が解除された後は、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととなる。その場合において、後述する感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践が前提となる。また、再度、感染の拡大が認められた場合には、的確な経済・雇用対策を講じつつ、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる必要がある。

そのため、引き続き、政府及び都道府県は感染の状況等を継続的に監視するとともに、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む

国民が相互に連携しながら、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていく必要がある。事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要である。

また、再度、感染が拡大する場合に備える必要がある。新規感染者数の増大に十分対応することができるよう、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めておく必要があるほか、検査体制の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組むことが重要である。

こうした取組を実施することにより、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、5月23日までに、合計46都道府県において合計16,375人の感染者、820人の死亡者が確認されている。

都道府県別の動向としては、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の13都道府県については、累積患者数が100人を超えるとともに、感染経路が不明な感染者数が半数程度以上に及んでおり、また直近1週間の倍加時間が10日未満であったことなどから、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県として、本対処方針において特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）の中でも「特定警戒都道府県」と位置付けて対策を促してきた。

また、これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高いことや、政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一人丸となって感染拡大の防止に取り組むためには、全都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があることなどから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域として感染拡大の防止に向けた対策を促してきた。

その後、令和2年5月1日及び4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解を踏まえ、5月上旬には、未だ全国的に、相当数の新規報告数が確認されており、今後の急激な感染拡大を抑止できる程度にまで、新規感染者を減少させるための取組を継続する必要があったことなどから、引き続き、それまでの枠組みを維持し、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒都道府県は前記の13都道府県とする。）として感染拡大の防止に向けた取組を進めてきた。

その後、全国的に新規報告数の減少が見られ、また、新型コロナウイルス感染症に係る重症者数も減少傾向にあることが確認され、さらに、病床等の確保も進み、医療提供体制のひっ迫の状況も改善されてきた。

緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたっては、これまで基本的対処方針においても示してきたとおり、以下の三点に特に着目した上で、総合的に判断する必要がある。

①感染の状況（疫学的状況）

オーバーシュートの兆候は見られず、クラスター対策が十分に実施可能な水準の新規報告数であるか否か。

②医療提供体制

感染者、特に重症者が増えた場合でも、十分に対応できる医療提供体制が整えられているか否か。

③監視体制

感染が拡大する傾向を早期に発見し、直ちに対応するための体制が整えられているか否か。

これらの点を踏まえ、各区域について、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるにあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染の状況、医療提供体制、監視体制等を踏まえて総合的に判断する（区域の判断にあたっての考え方）。

感染の状況については、1週間単位で見ると新規報告数が減少傾向にあること、及び、3月上中旬頃の新規報告数である、クラスター対策が十分に実施可能な水準にまで新規報告数が減少しており、現在のPCR検査の実施状況等を踏まえ、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人程度以下であることを目安とする。直近1週間の10万人あたり累積報告数が、1人程度以下の場合には、減少傾向を確認し、特定のクラスターや院内感染の発生状況、感染経路不明の症例の発生状況についても考慮して、総合的に判断する。

医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症の重症者数が持続的に減少しており、病床の状況に加え、都道府県新型コロナウイルス対策調整本部、協議会の設置等により患者急増に対応可能な体制が確保されていることとする。

監視体制については、医師が必要とするPCR検査等が遅滞なく行える体制が整備されていることとする。

令和2年5月14日には、以上の「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県については、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人以上であることなどから、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていくこととなった。

また、令和2年5月21日には、同様に、分析・評価を行い、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の5都道

県については、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人以上であることなどから、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があった。

その後、令和2年5月25日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断したところ、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったため、同日、緊急事態解除宣言が発出された。

緊急事態宣言が解除された後も、全ての都道府県において、後述する「(3)まん延防止6)緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等」を踏まえ、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要がある。

また、再度、感染が拡大し、まん延のおそれがあると認められ、緊急事態措置を実施すべき区域とするにあたっては、4月7日時点の感染の状況も踏まえて、令和2年4月7日変更の基本的対処方針で示してきた考え方と基本的には同様の考え方に立ち、オーバーシュートの予兆が見られる場合には迅速に対応することとし、直近の報告数や倍加時間、感染経路の不明な症例の割合等を踏まえて、総合的に判断する。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、発症前2日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離を確保することにより、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

- これまで、繁華街の接待を伴う飲食店等、ライブハウス、バー、スポーツジムや運動教室等の屋内施設においてクラスターが確認されてきたが、現在では医療機関及び福祉施設等での集団感染が見受けられる状況であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。
- 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5-6日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いことが報告されている。
- 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約

0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。

- 日本における報告（令和2年4月30日公表）では、症例の大部分は20歳以上、重症化の割合は7.7%、致死率は2.5%であり、60歳以上の者及び男性における重症化する割合及び致死率が高いと報告されている。
- 日本国内におけるウイルスの遺伝子的な特徴を調べた研究によると、令和2年1月から2月にかけて、中国武漢から日本国内に侵入した新型コロナウイルスは3月末から4月中旬に封じ込められた（第一波）一方で、その後欧米経由で侵入した新型コロナウイルスが日本国内に拡散したものと考えられている（第二波）。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。
- 新型コロナウイルス感染症の感染力を調べた台湾の研究では、新型コロナウイルス感染症は、発症前から発症直後の時期に最も感染力が高く、発症6日目以降は感染力が大きく低下することが示されている。
- 現時点では、対症療法が中心であるが、5月7日、レムデシビルが、重症患者に対する治療薬として特例承認された。これ以外のいくつかの既存の候補薬についても、患者の観察研究等が進められている。また、5月13日に、迅速診断用の抗原検査キットが承認されている。

なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。

- ・ 新型コロナウイルス感染症による日本での経済的な影響を調べた研究では、クレジットカードの支出額によれば、人との接触が多い業態や在宅勤務（テレワーク）の実施が困難な業態は、3月以降、売り上げがより大きく減少しており、影響を受けやすい業態であったことが示されている。
- ・ 現時点では、新型コロナウイルス感染症は未だ不明な点が多い感染症である。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ① 緊急事態宣言が解除された後は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。その際、感染状況は地域によって異なることから、各都道府県知事が適切に判断する必要があるとともに、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する必要がある。
- ② 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていくとともに、事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促していく。
- ③ 新型コロナウイルス感染症は、今後も、感染拡大のリスクが存在するため、監視体制の整備及び的確な情報提供・共有により、感染状況等を継続的に監視する。また、感染が拡大する場合に備え、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めるほか、検査機能の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組む。
- ④ 的確な感染拡大防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
- ⑤ 再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
- ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
- ・ 医療提供体制及び検査体制に関するわかりやすい形での情報の提供。
- ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。
- ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
- ・ 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践。
- ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
- ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
- ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方をわかりやすく周知。
- ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。

- ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。
- ③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。また、政府は、日本の感染対策や感染状況の十分な理解を醸成するよう、諸外国に対して情報発信に努める。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により得られた情報を分析し、今後の対策に資する知見をまとめて、国民に還元するよう努める。
- ⑩ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく

「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

(2) サーベイランス・情報収集

- ① 感染症法第 12 条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省及び都道府県、保健所設置市、特別区（以下「都道府県等」という。）は、感染が拡大する傾向が見られる場合はそれを迅速に察知し、的確に対応できるよう、戦略的サーベイランス体制を整えておく必要がある。また、社会経済活動と感染症予防の両立を進めるためにも感染状況を的確に把握できる体制を持つことが重要であるとの認識の下、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化、地域の関係団体と連携した地域外来・検査センターの設置等を迅速に進めるとともに、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、民間の検査機関等の活用促進を含め、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図る。さらに、厚生労働省は、PCR検査及び抗原検査の役割分担について検討・評価を行う。また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、医療従事者はもとよりその他の濃厚接触者に対するPCR等検査の拡大に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。国と都道府県等で協働して今後の感染拡大局面も見据えた準備を進めるため、厚生労働省は、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策強化について都道府県等に指針を示すとともに、これらの対策の促進のため、財政的な支援をはじめ必要な支援を行い、都道府県等は、各プロセスを点検し、対策を実施する。
- ③ 厚生労働省は、感染症法第 12 条に基づく医師の届出とは別に、市中での感染状況を含め国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査など有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築にあたっては現場が混乱しないように留意する。また、インフルエンザ・肺炎死亡における、いわゆる超過死亡についても、現行システムの改善も含め、適切に把

握できるよう、早急に体制を整える。

- ④ 厚生労働省は、医療機関や保健所の事務負担の軽減を図りつつ、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有するための情報把握・管理支援システム（Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19. H E R - S Y S）を早急に全国展開する。また、本システムを活用し、都道府県別の陽性者数や P C R 等検査の実施状況などの統計データの収集・分析を行い、適宜公表し、より効果的・効率的な対策に活用していく。
- ⑤ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・ E C M O の保有・稼働状況等を迅速に把握する医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System. G - M I S）を構築・運営し、医療提供状況を一元的かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。
- ⑥ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑦ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発の支援を引き続き進め、可及的速やかに国内での供給体制を整備する。
- ⑧ 都道府県は、自治体間での迅速な情報共有に努めるとともに、県下の感染状況について、リスク評価を行う。

（3）まん延防止

1）外出の自粛（後述する職場への出勤を除く）

- ① 特定警戒都道府県は、引き続き、「最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減」を目指して、法第 45 条第 1 項に基づく外出の自粛について協力の要請を行うものとする。その際、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、感染拡大防止の観点から極力避けるよう住民に促す。また、これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

一方、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要

な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とする。

また、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策の徹底は当然として、接触機会の8割低減を目指し、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第24条第9項等に基づき、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、感染拡大防止の観点から極力避けるよう住民に促すとともに、これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

このほか、これまでにクラスターが発生しているような場や、「三つの密」のある場については、これまでと同様、外出を自粛するよう促すものとする。

一方で、これら以外の外出については、5月1日及び4日の専門家会議の提言を踏まえ、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底を住民に求めていくものとする。

その際、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、こうした新しい生活様式を定着していくことの趣旨や必要性について、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

なお、仮に、再度、感染の拡大傾向が認められる地域については、必要に応じて、上記①と同様の行動制限を求めることを検討する。

2) 催物（イベント等）の開催制限

特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、クラスターが発生するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについては、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項等に基づき、開催の自粛の要請等を行うものとする。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、適切に対応する。ただし、感染拡大リスクの態様に十分留意する。

また、スマートフォンを活用した接触確認アプリについては、世界各国の公衆衛生当局において開発と導入が進められているところ、我が国においても導入が検討されており、接触率の低減、感染の拡大防止に寄与すること等を周知する。

3) 施設の使用制限等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く）

- ① 特定警戒都道府県は、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項等に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うものとする。これらの場合における要請等にあたっては、第 1 段階として法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。

特定警戒都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第 45 条第 2 項から第 4 項までに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及び感染の状況を踏まえ、施設の使用制限等の要請、指示の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。

なお、施設の使用制限の要請等を検討するにあたっては、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果や感染拡大リスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意し、地域の感染状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとする。例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。また、屋外公園を閉鎖している場合にも、同様に対応していくことが考えられる。

また、特定警戒都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求めることとする。

- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項等に基づく施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断を行うものとする。その際、クラスター発生の状況が一定程度、明らかになった中で、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設の使用制限の要請等を行うことを検討する。一方で、クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。また、感染拡大の防止にあたっては、早期の導入に向けて検討を進めている接触確認アプリを活用して、施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第 45 条第 2 項から第 4 項までにに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、

国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。

なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求める。

- ③ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める。その際、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言等を行う。

4) 職場への出勤等

- ① 特定警戒都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、引き続き、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。
- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を引き続き強力に推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行

うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

③ 政府及び地方公共団体は、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。

5) 学校等の取扱い

① 文部科学省は、「新しい生活様式」を踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等において示した学校の行動基準や具体的な感染症予防対策について周知を行うとともに、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、児童生徒等の学びを保障するための総合的な対策を早急に取りまとめる。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

② 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、

ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。

6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

- ① 都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、概ね3週間ごと（例えば、①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後の3週間程度）に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和するものとする。

（外出の自粛等）

- ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等について住民や事業者に周知を行うこと。
- ・ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。
その後、①の段階においては、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域との間の移動は、慎重に対応するよう促すこと。
また、観光振興の観点からの人の移動については、まずは県内観光の振興から取り組むこととし（①の段階からが想定される）、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施すること（②の段階からが想定される）。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。

その後、施設や業態の特性等による感染拡大リスクを考慮し、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種については、ガイドラインの徹底等を前提として、①の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。

一方、現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種については、①の段階において、施設や業態の特性等に応じた感染防止策に関して、専門家の意見を聴きつつ更に検討された結果を踏まえ、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられる場合には、②の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。

- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

(催物（イベント等）の開催)

- ・ 催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和すること。その際、屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付すこと。

また、催物等の態様（屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるか等）や種別（コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等）に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討すること。

なお、全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント（スポーツの試合等）については、段階的な緩和を図っていく中で（②の段階が想定される）、まずは無観客での開催を求めること。

上記の移行期間において、各段階の一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。

催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知すること。

- ・ 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。

(職場への出勤等)

- ・ 事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

(施設の使用制限等)

- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、引き続き、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。その際、前述した「外出の自粛等」に関する「これまでにクラスターが発生しているような施設」に係る取扱いと同様に対応するよう検討すること。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。

- ② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認めら

れた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるものとする。

- ③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、本対処方針における「特定警戒都道府県以外の特定都道府県における取組(前記の1)②、2)、3)②、4)②)」に準じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。都道府県は、できる限りその判断基準や考え方をあらかじめ設けておくこととし、その際は、令和2年5月14日の専門家会議提言において、「特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度の新規報告者数等で判断することが考えられる」とされていることを参考とする。
- ④ 都道府県は、①③の取組を行うにあたっては、あらかじめ国と迅速に情報共有を行う。

7) 水際対策

- ① 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ② 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ③ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第29条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

8) クラスター対策の強化

- ① 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行

う。

- ② 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確保及び育成を行う。
- ③ 厚生労働省及び都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ④ 政府及び都道府県等は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、都道府県等は、クラスターの発見に資するよう、自治体間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。
- ⑤ 政府は、個人情報保護及びプライバシーに十分配慮しながら、スマートフォン開発会社が開発しているアプリケーションプログラミングインタフェース（API）を活用した接触確認アプリについて、接触率の低減及び感染の拡大防止に寄与すること等の国民理解を得つつ、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）及び保健所等と連携することにより、より効果的なクラスター対策につなげていく。

9) その他共通的事項等

- ① 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第 20 条に基づき国と密接に情報共有を行う。国は、専門家の意見を聴きながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。

- ② 政府及び地方公共団体は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることから、緊急事態措置を講じるにあたっては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図ることに留意する。
- ③ 地方公共団体は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民に対し周知する。加えて、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないよう、住民に冷静な対応を促す。
- ④ 政府及び地方公共団体は、緊急事態措置の実施にあたっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑤ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

(4) 医療等

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
 - ・ 重症者等に対する医療提供に重点を置くべき地域では、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）は、宿泊施設等での療養とすることで、入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保を図ること。

特に、家庭内での感染防止や症状急変時の対応のため、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、軽症者等は宿泊療養を基本とする。そのため、都道府県は、ホテルなどの一時的な宿泊療養施設及び運営体制の確保に努めるとともに、国は、都道府県と密接に連携し、その取組を支援すること。

子育て等の事情によりやむを得ず自宅療養を行う際には、都道府

県等は電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

- ・ 都道府県は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子ども等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネージャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行うこと。
- ・ 病床の確保について、都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等を活用して、ピーク時の入院患者の受け入れを踏まえて、必要な病床を確保すること。

また、医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努めること。

さらに、都道府県は、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、法第48条に基づく臨時の医療施設の開設について検討すること。厚生労働省は、その検討にあたって、必要な支援を行うこと。

- ・ 都道府県は、患者受入調整や移送調整を行う体制を整備するとともに、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を行っておくこと。また、厚生労働省は、都道府県が患者搬送コーディネーターの配置を行うことについて、必要な支援を行うこと。
 - ・ さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、都道府県は、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受け入れ体制を確保すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
- ・ 都道府県等は、関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関（地域外来・検査センター）の設置や、帰国者・接触者外来への医療従事者の派遣を行うこと。

また、大型テントやプレハブ、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保すること。あわせて、検査結果を踏まえて、患者の振り分けや、受け入れが適切に行われるようにすること。

- ・ さらに患者が増加し、増設した帰国者・接触者外来や地域外来・検査センターでの医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。

こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、肺炎が疑われるような強いだるさや息苦しさがあるなど状態が変化した場合は、すぐにでもかかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

- ・ 都道府県は、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
- ・ 夏ごろまでを目途に、冬季のインフルエンザの流行を踏まえた外来医療の在り方を検討すること。

③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 都道府県は、地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進すること。
 - ・ 患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進すること。
- ④ 医療従事者の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 都道府県等は、現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や、潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進すること。また、検査を含め、直接の医療行為以外に対しては、有資格者以外の民間の人材の活用を進めること。
 - ・ 厚生労働省は、都道府県が法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等を行うにあたって、必要な支援を実施すること。
- ⑤ 医療物資の確保のため、政府と都道府県等、関係機関は協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 政府及び都道府県は、医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
 - ・ 政府及び都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者に PCR 検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、厚生労働省と地方公共団体は、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、

- ▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、
 - ▶ 症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、
 - ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、
 - ▶ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
 - ▶ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、
 - ▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、などの対策に万全を期すこと。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ⑦ 都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。
- また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。加えて、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR検査等が実施できる体制をとる。
- ⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

- ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないように、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
 - ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施すること。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。
 - ・ 小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、地方公共団体と協力して体制整備を進めること。
 - ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。
 - ・ 5月7日に特例承認されたレムデシビルの円滑な供給を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
 - ・ ワクチンについて、関係省庁・関係機関と連携し、迅速に開発等を進め、できるだけ早期に実用化し、国民に供給することを目指すこと。
 - ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。
- ⑨ 政府は、令和2年度第1次補正予算も活用し、地方公共団体等に対する必要な支援を行うとともに、医療提供体制の更なる強化に向け、第2次補正予算の編成などを含め、対策に万全を期す。

(5) 経済・雇用対策

引き続き、感染症対策とバランスをとりつつ、地域の感染状況や医療提

供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。政府は、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の各施策を、国・地方を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、今後の感染拡大を防止するとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期す。さらに、令和2年度第1次補正予算を強化するため、第2次補正予算を速やかに編成し、早期の成立を目指す。引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応する。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権への配慮、社会課題への対応等

- ① 新型コロナウイルス感染症への感染は誰にでも生じ得るものであり、感染状況に関する情報が特定の個人や地域にネガティブなイメージを生まないようにすることが極めて重要である。特に、患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の人権が侵害されている事案が見られていることから、こうした事態が生じないよう政府は適切に取り組む。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要な措置を講じる。
- ⑥ 政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々

な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。

- ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待。
 - ・ 情報公開と人権との協調への配慮。
 - ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等。
 - ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活。
 - ・ 外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保。
- ⑦ 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う。

2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資を国の責任で確保する。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第26条第1項を適用し、マスクや消毒薬の転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強

化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。

- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聴きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 都道府県等は、近隣の都道府県等が感染拡大防止に向けた様々な措置や取組を行うにあたり、相互に連携するとともに、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県等は、緊急事態措置等を実施するにあたっては、あらかじめ国と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ⑧ 緊急事態宣言の期間中に様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員にお

ける感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策をあらかじめ講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用を努める。

- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないよう、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5) 緊急事態宣言解除後の取組

政府は、緊急事態宣言の解除を行った後も、都道府県等や基本的対処方針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、国内外の感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価・検証を行う。その上で、最新の情報に基づいて適切に、国民や関係者へ情報発信を行うとともに、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講じることとする。
- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼ

すおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。

- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態を宣言、継続若しくは終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

事務連絡
令和2年5月25日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

移行期間における都道府県の対応について

令和2年5月25日から緊急事態宣言が解除されることに伴い、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定され、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている。各都道府県においては、移行期間において、特に下記の事項について留意されたい。8月1日以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

記

1. 移行期間

移行期間については5月25日から7月31日までの約2か月間（感染の状況を見つつ、延長することがあり得る。）とし、この移行期間において、感染の状況を確認しつつ段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととする。

具体的には、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価するための期間として3週間程度を要すると考えられることから、移行期間中において、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等について、6月1日、6月19日、7月10日から、それぞれ段階的に緩和することとする。

ただし、一部の地域で感染拡大の兆候やクラスターの発生が見られた場合は、都道府県知事は速やかに当該地域における対応を再検討することとする。また、仮に再度緊急事態措置の対象となる都道府県が生じた場合においては、具体的取扱いについて、別途通知する。

2. 外出の自粛等

基本的対処方針の三（三）六）①のとおり、各都道府県は、5月31日までの間においては、引き続き都道府県をまたぐ不要不急の移動は

避けるよう促すこと。6月1日から18日までの間においては、5月25日に緊急事態措置が解除された5都道府県相互間及び当該5都道府県と他の都道府県との間の不要不急の移動については慎重に検討するよう促すこと。

また、これまでにクラスターが発生しているような施設（例えば、接待を伴う飲食業、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等の施設。以下同じ。）については、基本的対処方針の三（三）六）①を踏まえ、次のとおりの対応とする。

- ・ 5月末までは5月14日付け事務連絡1（2）による対応を行うこと。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような業種のうち、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種（カラオケ、スポーツジム等を想定。以下同じ。）については、ガイドラインの徹底等を前提として6月1日以後は外出の自粛要請等を緩和すること。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような業種のうち、現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種（接待を伴う飲食業、ライブハウス等を想定。以下同じ。）については、安全に業務を行うことができるよう、施設や業種の特性等に応じた感染防止策を精査の上、業種ごとに感染拡大予防ガイドラインを策定する予定としているところ、当該ガイドライン等による感染防止策が策定され、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられるまでは、引き続き5月14日付け事務連絡1（2）による対応を行うこと（なお、当該感染防止策の策定は、6月18日までにを行う予定であること。）。

加えて、基本的対処方針の三（三）六）③を踏まえ、緊急事態宣言の再指定基準の少なくとも半分程度の新規報告者等が見られる都道府県等感染拡大の傾向がある都道府県においては、国と連携して、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設への外出を避けるよう強力に呼びかけること。

また、観光振興に関しては、基本的対処方針の三（三）六）①を踏まえ、まずは県内観光振興から徐々に取り組みこととし、6月19日以後に都道府県をまたぐ観光振興に取り組みこととする。また、観光地において人と人との間隔を確保するよう周知すること。

なお、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着に係る対応については、引き続き5月14日付け事務連絡1（2）による対応を行うこと。

3. 催物（イベント等）の開催制限

（1）催物開催に係る段階的緩和

基本的対処方針の三（3）6）①に示されているように、都道府県は、「催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和すること」などとされている。ここで、イベント開催の可否を判断するに当たっては、6月18日までの間は、

- ・ 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
- ・ 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

を目安としつつ、適切な感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等）が実施されていることを前提に、開催することが考えられる。また、イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等はこうした交流等を極力控えることを呼びかけるよう周知すること。

上記のイベントに係る人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件については、基本的対処方針を踏まえ、段階ごとに次に掲げる数値を上限として都道府県知事が地域の医療提供体制等の状況を踏まえた数値として、概ね3週間ごとに段階的に緩和する。ただし、緩和される6月19日以後においては、イベントの出演者等の移動も増大することに照らし、上記感染防止策等が実施されることに加え、主催者がイベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を行うものであることを前提とする。

なお、展示会、見本市等についても、人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件並びに感染防止策についてはイベントに準じて対応することとし、人と人との距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずるよう促すこと。

【6月19日～7月9日】

- ・ 屋内・屋外ともに1,000人以下。

- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人の距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

【7月10日～31日】

- ・ 屋内・屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人の距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

（注）上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会的主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

（2）イベントの無観客開催について

全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）については、主催者において選手・出演者等に対して適切な感染予防策（例えば、選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛、控え場所等における三密回避等）を講じることやイベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を確保することを前提として、まずは6月19日以後、無観客で開催することを求めていくこと（7月10日以後は上記（1）のとおり的人数、収容定員に係る人数割合及び人と人の距離に係る要件によること。）。

いずれにしても、こうしたイベントを開催しようとする場合には、事前に各都道府県と主催者側とで十分に調整することが適切である。

（3）祭り等の行事に係る対応

祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと。

- ① 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるもの（5月末までの期間については、屋内にあっては100人又は収容定員の半分のいずれか少ない数を上限とする参加人数と、屋外にあっては200人を上限として人と人の距離を十分に確保できる参加人数（できるだけ2m）とする。）については、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけること。

- ② ①以外の行事（全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの）については、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。

（４）感染拡大防止に係る重要な留意点

- ① （１）の上限人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の上限人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討するよう促すとともに、次の「４．施設の使用制限等」の内容も踏まえて対応を行うこと。
- ② 都道府県は、イベントの主催者等に対して、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること。
- ③ 緊急事態宣言の再指定基準の半分程度の新規報告者等が見られる等感染拡大の傾向がある都道府県や催物等におけるクラスターの発生があった都道府県においては、国と連携して、催物等の無観客化（TV・ネット中継を含む。）、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者等に対して必要な協力の要請を行うこと。

4．施設の使用制限等

（１）施設の使用制限等に係る取扱いの原則

基本的対処方針の三（３）６）①に示されているように、都道府県は、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、引き続き、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。具体的には、これら施設について、これまでにクラスターが発生しているような施設の業種と同様に施設の使用制限等の協力を要請することを含めた対応を検討するほか、５月１４日付け事務連絡別紙２の「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」を参考に、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置などの感染防止策を強く働きかけること等の対応を行うこと。さらに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう強く働きかけること。

都道府県知事は、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインに基づく対応が実践されていない施設については、施設の使用制限

等の協力要請を含め必要な協力要請を検討すること。

また、移行期間中においてクラスターが発生した際は、当該業種について特措法第24条第9項の規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を検討するほか、感染者が多数にのぼった場合等には、当該クラスターの発生が他の都道府県において生じたときでも同項の規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を検討すること。

(2) これまでにクラスターが発生しているような施設の業種について

5月末日までは5月14日付け事務連絡により施設の使用制限等の協力要請を行う。

その後の取扱いは、次のとおりとする。

- ・ 都道府県は、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種については、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを徹底するよう強く促す一方で、当該ガイドラインが実践されることを前提に、施設の使用制限等の協力要請を行っている場合はこれを緩和すること。また、クラスターが発生した場合は、(1)により対応すること。
- ・ 現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種については、安全に業務を行うことができるよう、施設や業種の特性等に応じた感染防止策を精査の上、業種ごとに感染拡大予防ガイドラインを策定する予定としているところ、当該ガイドライン等による感染防止策が策定され、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられるまでは、引き続き5月14日付け事務連絡により特措法第24条第9項の規定に基づく施設の使用制限等の協力を要請することを含めて、地域の感染状況等を踏まえて慎重に検討を行うこと。なお、当該ガイドラインの策定は6月18日までに行われるよう準備が進められる予定であるので、留意されたい。また、クラスターが発生した場合は、(1)により対応すること。

(3) 感染拡大の傾向がある都道府県における対応

基本的対処方針の三(3)6)③に記載されているとおり、緊急事態宣言の再指定基準の半分程度の新規報告者等が見られる等感染拡大の傾向がある都道府県においては、国と連携して、迅速かつ適切に特措法第24条第9項に基づく措置等を講ずること。

(4) 有効な感染拡大防止策の周知

都道府県は、施設の管理者等に対して、施設利用者の名簿を作成

して連絡先等を把握しておくことや、導入が予定されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること。

(5) 感染拡大予防ガイドラインの更新

業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインについては、感染状況の変化等に応じて随時更新されることとなるものであることに留意されたい（例えば、6月以後にクラスターが発生した業種については、当該クラスター発生や感染拡大の原因に応じ、ガイドラインの内容が見直されることとなる。）。

5. 出勤

都道府県は、基本的対処方針の三（3）6）①に基づき、引き続き事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

6. その他

- ① 都道府県は、基本的対処方針の三（3）6）④に基づき、2～4の取組を行うに当たっては、あらかじめ当室と迅速に情報共有を行うこと。
- ② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- ③ 外出自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の段階的緩和の目安については、別紙にその概要がまとめられているので、参照されたいこと。

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

< 基本的な考え方 >

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>(全国的移動を伴うもの)</small>	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50%^(注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50% (屋外200人)】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 (ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)		○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つ、 8月1日 を目指 * ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) * 感染状況を踏まえて、判断。	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	 * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	
ステップ① 6月1日～	 * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	* 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後		* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後		 * GoToキャンペーンによる支援

クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	
	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	×～△ * 知事の判断。 * 業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。	×～△ * 知事の判断。 * 業種別ガイドラインの作成。
ステップ① 6月1日～	* 知事の判断。 * 業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。	
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		○ * 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ * 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。	* クラスタが発生した場合等には休業要請等を検討。
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後	* クラスタが発生した場合等には休業要請等を検討。	

（注）バーやその他屋内運動施設等も含まれる。

業種別ガイドラインについて

令和2年5月26日18時 更新

業種	団体名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL	
①劇場、観覧場、映画館、演芸場	1 公益社団法人 全国公立文化施設協会	文部科学省	https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid_19.pdf	
	2 全国興行生活衛生同業組合連合会（映画館）	厚生労働省	https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0514_COVID-19_guideline.pdf	
	3 全国興行生活衛生同業組合連合会（演芸場）	厚生労働省	5月末公表予定	
	4 一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 一般社団法人日本音楽事業者協会 一般社団法人日本音楽制作者連盟	経済産業省 文部科学省	5月27日公表予定	
	5 クラシック音楽公演運営推進協議会	文部科学省	6月上旬公表予定	
	6 緊急事態舞台芸術ネットワーク	文部科学省	6月上旬公表予定	
②集会場、公会堂	7 公益社団法人 全国公民館連合会	文部科学省	https://www.kominkan.or.jp/file/all/2020/20200514_02guide.pdf	
③展示場	8 一般社団法人 日本展示会協会	経済産業省	6月上旬公表予定	
④体育館、水泳場、ボウリング場、運動施設、遊技場	9 公益財団法人 日本スポーツ協会 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	文部科学省	https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158 https://www.isad.or.jp/news/detail/20200515_002154.html	
	10 公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	文部科学省	https://www.jleague.jp/release/wp-content/uploads/2020/05/05e44038298e88260d6524bf435c8596.pdf	
	11 一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会 公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会	経済産業省	http://www.golf-nsg.or.jp/news/2020/corona/golfcoronaguideline.pdf http://www.pgs.or.jp/data/CT_20200514105508_efe4fec0-db18-4ba8-a81f-915f6cc880e5.pdf	
	12 公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟	経済産業省	https://www.jgra.or.jp/wp1902/wp-content/uploads/2020/05/JGRA2020年5月14日ガイドライン改訂版-第三版-1.pdf	
	13 公益社団法人 日本テニス事業協会	経済産業省	https://www.jtia-tennis.com/2020_05_14_tennis_guideline.pdf	
	14 一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	経済産業省	https://jaia.jp/%e3%81%8a%e7%9f%a5%e3%82%89%e3%81%9b/%e3%82%b2%e3%83%bc%e3%83%a0%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%82%bf%e3%83%bc%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a6%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%82%b9%e6%84%9f%e6%9f%93/	
	15 一般社団法人 全日本指定射撃場協会	警察庁	http://shajoukyo.ciao.jp/	
	16 全国麻雀業組合総連合会	警察庁	https://www.zenjanren.com/	
	17 パチンコ・パチスロ産業21世紀会	警察庁	http://www.zennichiyuren.or.jp/	
	18 公益財団法人 日本ゴルフ協会 公益社団法人 日本プロゴルフ協会 一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会 一般社団法人 日本ゴルフツアー機構 一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会	文部科学省	http://www.jga.or.jp/jga/jsp/index.html https://www.pga.or.jp/ https://www.jpga.or.jp/ https://www.jgto.org/pc/TopPage.do http://www.golf-gtpa.or.jp/	
		19 公益社団法人 日本ボウリング場協会	経済産業省	https://bowling.or.jp/
		20 一般社団法人 日本レジャーダイビング協会 スクーバダイビング事業協同組合	経済産業省	https://diving.or.jp/ http://www.sd-kumiai.org/
		21 一般社団法人 日本野球機構	文部科学省	5月末公表予定
		22 東日本遊園地協会 西日本遊園地協会	経済産業省	https://www.e-yuenchi.com/pdf/amusement_park_guideline.pdf https://www.nagashima-onsen.co.jp/spaland/wp-content/uploads/sites/7/2020/05/COVID-19_guideline.pdf
	23 一般社団法人 日本フィットネス協会	経済産業省	https://www.fia.or.jp/public/19525/	
	⑤博物館、美術館、図書館	24 公益財団法人 日本博物館協会	文部科学省	https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/coronaguide0000.pdf
		25 公益社団法人 日本図書館協会	文部科学省	http://www.ila.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5307
	26 地方競馬全国協会	農林水産省	5月27日公表予定	
27 一般社団法人 ライブハウスコミッション		厚生労働省	調整中	

業種別ガイドラインについて

令和2年5月26日18時 更新

業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
28	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	調整中
29	一般社団法人 日本カラオケボックス協会連合会	経済産業省	http://www.ikba.or.jp/uploads/news/a2e082c81b7de927a865d1d5048c8ba7.pdf
	一般社団法人 カラオケ使用者連盟		https://www.kua.or.jp/pdf/guideline.pdf
	一般社団法人 全国カラオケ事業者協会		http://www.karaoke.or.jp/img/guideline.pdf
30	公益社団法人 全国競輪施行者協議会	経済産業省	5月28日公表予定
	全国小型自動車競走施行者協議会		
	公益財団法人 J K A		
	一般財団法人 東日本小型自動車競走会		
	一般財団法人 西日本小型自動車競走会		
	一般社団法人 日本競輪選手会		
	一般社団法人 全日本オートレース選手会		
一般社団法人 全国場外車券売場設置者協議会			
31	公益社団法人 全国学習塾協会	経済産業省	https://jja.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/guidelinever.3.pdf
32	一般社団法人 全国外国語教育振興協会	経済産業省	5月27日公表予定
33	一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会	経済産業省	5月29日公表予定
34	全日本指定自動車教習所協会連合会	警察庁	http://www.zensiren.or.jp
35	全国届出自動車教習所協会	警察庁	http://www.zenikyo.com
36	一般社団法人 日本総合健診医学会	厚生労働省	https://ihp.jp/ihp/sisetu/covid_19.isp#coronavirus6
	公益社団法人 日本人間ドック学会		https://www.ningen-dock.jp/covid19_dock
	公益財団法人 結核予防会		https://www.iatahq.org/
	公益社団法人 全国労働衛生団体連合会	厚生労働省	http://www.zeneiren.or.jp/
	公益財団法人 日本対がん協会		https://www.icancer.jp/about_cancer_and_checkup
	公益社団法人 全日本病院協会		https://www.aiha.or.jp/hms/medicalcheckup/
	一般社団法人 日本病院会		https://www.hospital.or.jp/docu/index.html
公益財団法人 予防医学事業中央会	http://www.vobouigaku-chuo.or.jp/		
37	一般社団法人 建設電気技術協会	国土交通省	http://kendenkyo.or.jp/pdf/kendenkyo_guidelines.pdf
38	一般社団法人 全国LPガス協会	経済産業省	https://www.japanlpg.or.jp/info/data/20200514.pdf
39	全国石油商業組合連合会	経済産業省	http://www.zensekiren.or.jp/20200414
40	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	国土交通省	https://jascoma.com/index.html
41	一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	国土交通省	https://www.gesui-kanrikyo.or.jp/contents/01-01news.html
42	東日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.e-nexco.co.jp/
43	中日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.c-nexco.co.jp/topics/1121.html
44	西日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.w-nexco.co.jp/
45	首都高速道路株式会社	国土交通省	https://www.shutoko.jp/inquiry/prevention/
46	阪神高速道路株式会社	国土交通省	https://www.hanshin-exp.co.jp/company/
47	本州四国連絡高速道路株式会社	国土交通省	https://www.jb-honshi.co.jp/
48	一般社団法人 全国建設業協会	国土交通省	http://www.zenken-net.or.jp/
49	一般社団法人 日本建設業連合会	国土交通省	https://www.nikkenren.com/
50	一般社団法人 住宅生産団体連合会	国土交通省	https://www.iudanren.or.jp/activity/demand-proposal/pdf/covid_guideline_20200521.pdf
51	一般社団法人 日本埋立浚渫協会	国土交通省	https://www.umeshunkyo.or.jp/
	一般社団法人 日本海上起重技術協会		http://www.kaijikyoku.jp/
	一般社団法人 日本潜水協会		http://www.sensui.or.jp/

業種別ガイドラインについて

令和2年5月26日18時 更新

業種	団体名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL				
⑨インフラ運営等	日本港湾空港建設協会連合会 全国浚渫業協会		http://www.nikkoren.com/ https://www.zen-shun.com/				
	一般社団法人 電気通信事業者協会	総務省	https://www.tca.or.jp/				
52	一般社団法人 電気通信事業者協会	総務省	https://www.tca.or.jp/				
53	一般財団法人 食品産業センター	農林水産省	https://www.shokusan.or.jp/news/3694/				
54	公益社団法人 中央畜産会	農林水産省	http://jlia.lin.gr.jp/archives/3079				
55	公益社団法人 大日本農会	農林水産省	http://www.dainihon-noukai.jp/news01/2270/				
56	一般社団法人 日本林業協会	農林水産省	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu				
57	全国漁業協同組合連合会	農林水産省	https://www.zengvoren.or.jp/information/detail.php?type=press&id=152				
	一般社団法人 大日本水産会		https://suisankai.or.jp/news/%e3%80%8c%e6%bc%81%e6%a5%ad%e8%80%85%e3%81%ab%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a6%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%82%b9%e6%84%9f%e6%9f%93%e8%80%85%e3%81%8c%e7%99%ba%e7%94%9f%e3%81%97%e3%81%9f/				
58	全国中央卸売市場協会 全国公設地方卸売市場協議会 全国第3セクター市場連絡協議会 一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会 一般社団法人 全国青果卸売市場協会 全国青果卸売協同組合連合会 公益社団法人 日本食肉市場卸売協会 東京食肉市場卸商協同組合 一般社団法人 日本花き卸売市場協会 一般社団法人 全国花卸協会 一般社団法人 全国水産卸協会 全国魚卸売市場連合会 全国水産物卸組合連合会	農林水産省	http://www.seika-oroshi.or.jp/ http://www.zenseioroshiren.or.jp/ https://mmb.imma.or.jp/common/news/200514_新型コロナ_対応ガイドライン_(卸売市場).pdf https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu				
	一般社団法人 日本加工食品卸協会		https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu				
	一般社団法人 日本外食品流通協会		http://www.gaishokukyo.or.jp/				
	全国給食事業協同組合連合会		https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu				
	一般社団法人 日本給食品連合会		https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu				
	酒類業中央団体連絡協議会		財務省	5月末公表予定			
	64		⑪食堂、レストラン 喫茶店等	農林水産省 厚生労働省	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu		
	65		⑫生活必需物資供給	経済産業省 農林水産省	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gvoubetsu http://www.ajs.gr.jp/?mode=whatsnew&page=index&year=2020#526 http://www.super.or.jp/?p=11151 https://japan-retail.or.jp/ http://www.jsa-net.gr.jp/ https://www.diy.or.jp/news-all/top-news/409-2020-05-14.html https://www.ifa-fc.or.jp/particle/3017.html https://www.vca.or.jp/topics/2020/05/post-9.html		
					大手家電流通協会	経済産業省	https://www.ioshin.co.jp/info/0513guideline.pdf
					日本書店商業組合連合会	経済産業省	http://www.n-shoten.jp/images/coronavirusguide.pdf
日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合		経済産業省			http://www.cdvnet.jp/modules/information/index.php/page96.html		
66		大手家電流通協会			経済産業省	https://www.ioshin.co.jp/info/0513guideline.pdf	
67		日本書店商業組合連合会			経済産業省	http://www.n-shoten.jp/images/coronavirusguide.pdf	
68		⑫生活必需物資供給			経済産業省	http://www.cdvnet.jp/modules/information/index.php/page96.html	
68		日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合			経済産業省	http://www.cdvnet.jp/modules/information/index.php/page96.html	

業種別ガイドラインについて

令和2年5月26日18時 更新

業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
69	全国商店街振興組合連合会	経済産業省	http://www.svoutengai.or.jp/news/topics.cgi
70	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 一般社団法人 日本旅館協会 一般社団法人 全日本シティホテル連盟	厚生労働省 国土交通省	http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298 https://www.jcha.or.jp/news/203
71	一般社団法人 日本ホテル協会	国土交通省	https://www.j-hotel.or.jp/association/pressroom/association/66801
72	一般社団法人 日本エステティック振興協議会 特定非営利活動法人 日本エステティック機構等	経済産業省	http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/2020/05/ver30-88c4.html
73	全国質屋組合連合会	警察庁	http://www.zenshichi.gr.jp
74	⑬生活必需サービス NPO法人日本ネイリスト協会	経済産業省	https://www.nail.or.jp/information/coronavirus/guideline/index.html
75	全国理容生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末公表予定
76	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末公表予定
77	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末公表予定
78	全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末公表予定
79	一般社団法人 日本リラクゼーション業協会	経済産業省	5月末公表予定
80	⑭ごみ処理 一般財団法人 日本環境衛生センター 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	環境省	https://www.jesc.or.jp/library/tabid/373/Default.aspx https://www.iwnet.or.jp/info/chousa/index.html
81	公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	経済産業省	https://www.bia.or.jp/guidelines/ https://www.zengokyo.or.jp/news/1980/
82	⑮冠婚葬祭 日本バンケット事業協同組合	経済産業省	https://www.j-banquet.com/index.php
83	一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	経済産業省	http://www.imic.gr.jp/
84	全日本葬祭業協同組合連合会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	経済産業省	5月29日公表予定
85	一般社団法人 日本民間放送連盟	総務省	https://www.j-ba.or.jp/category/broadcasting/jba103834
86	日本放送協会	総務省	https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2020/20200514.pdf
87	一般社団法人 衛星放送協会	総務省	https://www.eiseihoso.org/
88	⑯メディア 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	総務省	https://www.catv-jcta.jp/topics/detail/1760
89	一般社団法人 日本コミュニティ放送協会	総務省	https://www.jcba.jp/community/index.html
90	一般社団法人 日本映画製作者連盟	経済産業省	http://www.eiren.org/
91	一般社団法人 日本音声製作者連盟	経済産業省	https://onseiren.com/wp/wp-content/uploads/Japa_Guideline-1.pdf
92	協同組合 日本写真館協会	経済産業省	https://www.shashinkan.com/
93	一般社団法人 日本コールセンター協会	経済産業省	https://cca1.or.jp/
94	一般社団法人 全国ペット協会	環境省	5月29日公表予定
95	⑰個人向けサービス 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 全国オートバイ協同組合連合会 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会 一般財団法人 日本自動車購入協会 一般社団法人 日本自動車査定協会 一般社団法人 日本オートオークション協議会 日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本二輪車オークション協会 一般社団法人 中古二輪自動車流通協会	経済産業省	5月27日公表予定

業種別ガイドラインについて

令和2年5月26日18時 更新

業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
96	一般社団法人 全国銀行協会	金融庁	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2020/n051401/
97	日本証券業協会	金融庁	http://www.jsda.or.jp/shinchaku/coronavirus/files/20200514coronag.pdf
98	一般社団法人 全国信用金庫協会	金融庁	https://www.shinkin.org/news/pdf/20200515guideline.pdf
99	一般社団法人 全国信用組合中央協会	金融庁	https://www.shinyokumiai.or.jp/pdf/news20200515.pdf
100	⑱金融 一般社団法人 全国労働金庫協会	金融庁	https://all.rokin.or.jp/important/file/koronaguideline.pdf
101	一般社団法人 生命保険協会	金融庁	https://www.seiho.or.jp/data/billboard/disaster05/pdf/01.pdf
102	一般社団法人 損害保険協会	金融庁	https://www.sonpo.or.jp/news/covid-19/index.html
103	一般社団法人 日本クレジット協会	経済産業省	https://www.i-credit.or.jp/
104	公益社団法人 リース事業協会	経済産業省	6月上旬公表予定
105	鉄道連絡会（一般社団法人 日本民営鉄道協会・JR等）	国土交通省	http://www.mintetsu.or.jp/association/news/2020/15261.html
106	公益社団法人 日本バス協会	国土交通省	http://www.bus.or.jp/news/covid-19Guide.pdf
107	一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会	国土交通省	http://www.taxi-japan.or.jp/content/?p=article&c=3111&a=13
108	一般社団法人 全国個人タクシー協会	国土交通省	http://www.kojin-taxi.or.jp/
109	公益社団法人 全日本トラック協会	国土交通省	http://www.jta.or.jp/info/coronavirus_guideline.html
110	日本内航海運組合総連合会	国土交通省	http://www.naiko-kaiun.or.jp/
111	一般社団法人 日本旅客船協会	国土交通省	https://www.jships.or.jp/news_detail.php?id=7554
112	⑲物流、運送 一般社団法人 日本船主協会	国土交通省	http://www.isanet.or.jp/covid-19/index.html
113	一般社団法人 日本外航客船協会	国土交通省	http://www.iopa.or.jp/document/covid19-guidelines.pdf
114	日本船舶代理店協会	国土交通省	https://www.sendaikyo.org/
115	外航船舶代理店業協会	国土交通省	http://www.jafsa.jp/
116	定期航空協会 一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	国土交通省	http://teikokyo.gr.jp/ http://www.air-terminal.or.jp/
117	一般社団法人 日本旅行業協会 一般社団法人 全国旅行業協会	国土交通省	https://www.iata-net.or.jp/virus/200514_crrspndncguideline.html
118	一般社団法人 日本倉庫協会	国土交通省	https://www.nissokyo.or.jp/index.php
119	一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会	国土交通省	http://www.iarw.or.jp/
120	公益社団法人 全国通運連盟 一般社団法人 航空貨物運送協会 一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会 日本内航運送取扱業海運組合	国土交通省	http://www.t-renmei.or.jp/ http://www.jafa.or.jp/ https://www.jiffa.or.jp/
121	⑲物流、運送 全国トラックターミナル協会	国土交通省	http://www.zentakyo.jp/
122	日本郵便株式会社	総務省	https://www.post.japanpost.jp/
123	一般社団法人 日本港運協会	国土交通省	http://jhta.or.jp/docs/corona20200518.pdf
124	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html
125	⑳製造業全般 一般社団法人 日本造船工業会	国土交通省	https://www.sain.or.jp/
126	一般社団法人 日本中小型造船工業会	国土交通省	http://www.cajs.or.jp/01detail.html?id=1451
127	一般社団法人 情報サービス産業協会	経済産業省	https://www.jisa.or.jp/
128	㉑オフィス事務全般 一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html

業種別ガイドラインについて

令和2年5月26日18時 更新

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
129	㉔企業活動、治安維持	一般社団法人 全国警備業協会	警察庁	http://www.aissa.or.jp/
130		公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	厚生労働省	5月末公表予定
131	㉕行政サービス	日本公証人連合会	法務省	http://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/20200514.html

※上記のほか、学校、社会福祉施設、社会体育施設、研究施設等については所管省庁においてガイドライン等を作成・公表。

令和2年度 厚生労働省第二次補正予算案（参考資料）

第1. 検査体制の充実、感染拡大防止とワクチン・治療薬の開発

- (1) PCR等の検査体制のさらなる強化
 - 地域外来・検査センターの設置とPCR・抗原検査の実施
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 検査試薬・検査キットの確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 抗体検査による感染の実態把握・・・・・・・・・・・・ 5
 - 検疫における水際対策の着実な実施・・・・・・・・・・ 6
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る情報システムの整備
 - 感染拡大防止システムの拡充・運用等・・・・・・・・・・ 7
 - 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムの
拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) ワクチン・治療薬の開発と早期実用化等
 - ワクチン・治療薬の開発等・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ワクチンの早期実用化のための体制整備・・・・・・・・ 13

第2. ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的拡充・・・ 17
- 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充・・・・・・・・ 27
- 医療用物資の確保・医療機関等への配布等・・・・・・・・ 29
- 薬局における薬剤交付支援事業・・・・・・・・・・・・ 30
- 介護・障害福祉分野における感染拡大防止等への支援・・・ 31
- 放課後等デイサービス事業所による代替的な支援の推進・・・ 33
- 就労系障害福祉サービスの活性化等福祉サービス提供体制
の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 医療的ケア児者への衛生用品等の優先配布・・・・・・・・ 37
- 看護師養成施設等における実習補完・・・・・・・・・・・・ 38
- その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第3. 雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援

- (1) 雇用を守るための支援
 - 雇用調整助成金の抜本的拡充・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
 - 就職支援の強化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - 障害者就業・生活支援センターにおける就業支援の強化・・・ 44
 - 外国人労働者に係る相談支援体制等の強化・・・・・・・・ 45
 - 公共職業能力開発施設等におけるオンライン訓練推進のた
めの環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
 - 小学校等の臨時休業等に伴う特別休暇取得制度への支援・・・ 48
 - 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置によ
り休業する妊婦のための助成制度の創設・・・・・・・・ 51
 - 中小企業におけるテレワーク導入支援・・・・・・・・・・ 52
 - その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- (2) 生活の支援等
 - 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施・・・・・・・・ 54
 - 生活困窮者等への支援の強化・・・・・・・・・・・・ 55
 - 生活困窮者等の住まい対策の推進・・・・・・・・・・・・ 57
 - 自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援・・・ 59
 - 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給・・・・ 60
 - 感染防止に配慮した児童虐待、DV、ひとり親家庭等の相
談支援体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
 - 「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守
り体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
 - 妊産婦等への支援の強化・・・・・・・・・・・・・・ 66
 - 生活衛生関係営業者への資金繰り支援の拡充等・・・・ 68

支援対象児童等見守り強化事業

令和2年度第二次補正
予算案：31億円

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

目的

- 学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっていることから、
 - ・市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、支援対象児童等の状況を電話や訪問等により定期的に確認し、必要な支援につなげること
 - ・その際、民間団体等にも幅広く協力を求め、様々な地域ネットワークを総動員して、地域の見守りの体制を強化することとする「子どもの見守り強化アクションプラン」を実施。
- 同プランの取組を一層推進するため、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化するための経費を支援する。

補助基準額

1 か所当たり：8,313千円
※民間団体等の支援スタッフの person 費、訪問経費など事業実施に係る経費

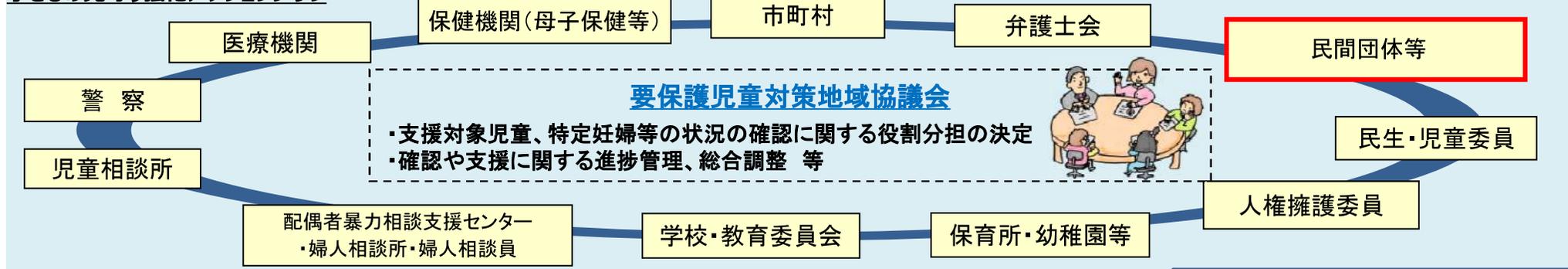
補助率

国：10/10（定額）

実施主体

市町村（特別区含む）

子どもの見守り強化アクションプラン



定期的な状況把握・支援

子育て支援を行う
民間団体等
(子ども食堂、子ども宅食等)



民間団体等の支援スタッフが訪問等を実施



状況の把握



食事の提供



学習・生活指導支援等



見守り体制
の強化



支援対象児童等の居宅等 65

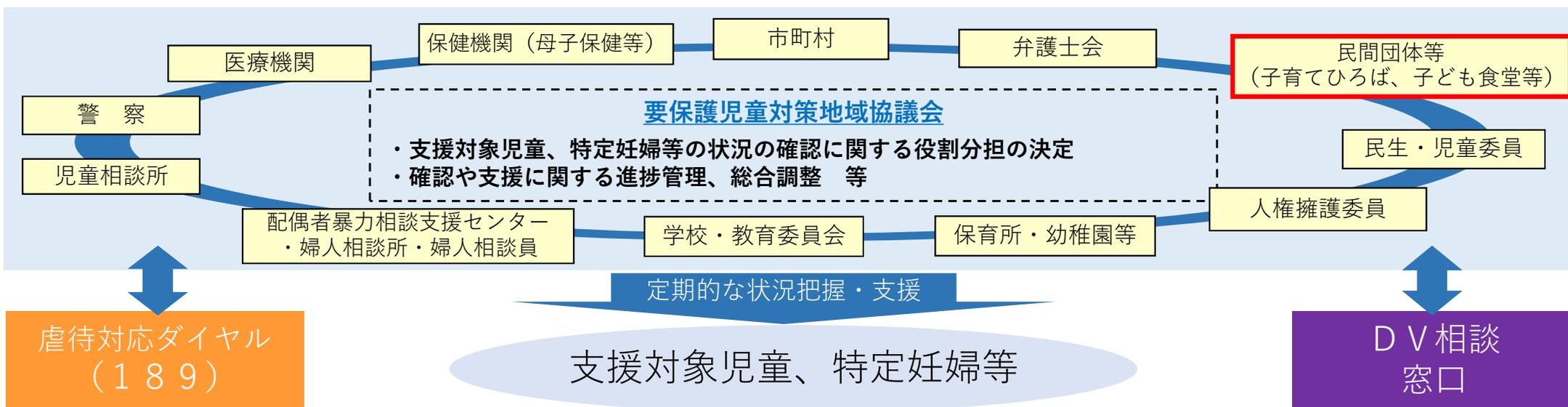
子どもの見守り強化アクションプラン

別添5



- 学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっている。
- 今後も、地域によってはこうした状況が続くことが見込まれるため、これまでの取組（別紙）に加え、**様々な地域ネットワークを総動員して、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制を確保**し、児童虐待の早期発見・早期対応につなげるため、「**子どもの見守り強化アクションプラン**」を実施する。

- <実施主体> ・市町村に設置している要保護児童対策地域協議会（要对協）
- <対象児童等> ・要对協に登録されている「**支援対象児童**」、「**特定妊婦**」
- <実施方法> ・要对協が中核となって、対象児童等ごとに、見守り・支援を主として担う機関（※）を決め、電話・訪問等により**状況を定期的を確認（少なくとも週1回）**。
・地域での見守りについては、行政機関をはじめとした要对協のメンバーだけでなく、**民間団体等に幅広く協力を求め、地域のネットワークを総動員して**、体制を強化。
・状況把握の結果は要对協で集約し、必要に応じ**支援・措置（児相による一時保護等を含む）につなげる**。
- ※見守り・支援を主として担う機関
- 就学児童 → 学校（休業中の場合も含む）
 - 就学前児童 → 保育所、幼稚園等（休業中の場合も含む）
 - 特定妊婦 → 市町村の担当部局
 - 未就園児等 → 要对協で主担当を決める
- <国等の支援> ・**民間団体等に子どもの見守りへの協力を積極的に求めることとし、そのための活動経費等を支援。**



※要保護児童対策地域協議会には、児童相談所、教育委員会、警察はほぼ100%参加している。

- 児童虐待防止対策については、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月関係閣僚会議決定）等を踏まえ、令和2年度予算で関係予算の拡充を図るとともに、自治体等と連携し、施策や体制の強化に取り組んでいる。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、学校休業や外出自粛等が行われている中、子どもの生活環境が変化し、児童虐待が増えることが懸念されるため、関係府省庁、自治体、関係機関・団体等の連携の下、以下の取組をさらに推進。

1. 様々なチャンネルを通じた子どもの実態把握と支援

□ 要対協等を通じた支援対象児童等の状況の把握

- 自治体において支援対象児童等の状況の変化の把握と支援（必要な場合は躊躇ない一時保護の実施）

□ 学校等との連携を通じた子どもの情報の共有

- 登校日における面会、ICTの活用、定期的な子どもの状況把握
- スクールカウンセラーの支援等による心のケア等

□ 市町村の母子保健事業と連携、子育て支援事業等の活用

- 市町村の母子保健事業において、環境変化によるリスクに留意
- 子育て短期支援事業、特定妊婦等への子育て支援訪問事業（育児用品等の配布）等の活用

3. 児童虐待防止施策とDV施策の連携強化等

□ 児童相談所等と配偶者暴力相談支援センター等の連携強化

- 新たなDV相談窓口と婦相、児相、市町村等の連携
- 婦人相談所に関係機関との連絡調整を行うコーディネーターの配置を促進

□ 児童相談所と警察との連携の推進

- 児相への警察OBの配置や要対協への警察の参画の促進、合同研修等

2. 児童虐待通報・相談窓口の周知

□ 児童相談所虐待対応ダイヤル（189）等の相談窓口の周知

- 昨年12月から189の通話料を無料化
- 厚労省HPに「生活環境等でストレスを抱えている方」のサイトを新設（相談窓口、子どもとの関わりのポイント等を掲載、Twitter、フェイスブックでも周知）
- 「24時間子供SOSダイヤル」等の周知・連携協力
- 民間の各種相談窓口の周知と連携

□ SNSによる相談窓口の設置

- 自治体に令和2年度予算も活用し、SNSによる相談窓口（子ども本人の相談にも対応）の設置の検討を要請

4. 体罰等によらない子育ての推進

□ 体罰禁止を含む改正法の施行と周知啓発

- 令和2年4月の児童虐待防止法等改正法の施行も踏まえ、体罰等によらない子育て（子どもの権利を含む）について、様々な媒体を通じて、民間団体等と連携のもと、周知啓発

□ 民間団体が実施する相談支援等との連携

- 民間団体が実施している子育ての不安・悩みに関する電話やメールによる相談支援等との連携

「生活を守る」ために緊急に取り組む事項について

資料3

指摘	今般緊急に取り組む事項	これまでの主な対応
<p>生活困窮者の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の支援体制の強化 緊急小口資金等の申請の容易化 窓口体制の更なる強化 	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者等の支援を強化するため、自立相談支援員の増員など人員体制の強化のほか、電話・メール・SNSの活用による相談対応など非対面を可能とする環境整備を支援する。 緊急小口資金の貸付をより迅速化するため、オンライン申請を可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 郵送申請の原則化 申請窓口の拡大（社会福祉協議会に加え、労働金庫<13ヶ所>・日本郵政<2,160ヶ所>） YouTube上での制度の紹介や申込書の書き方等の解説 非課税世帯について償還免除となり得ることの周知
<p>ひとり親</p>	<ul style="list-style-type: none"> 低所得のひとり親家庭について、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金（児童扶養手当受給世帯等：5万円（第2子以降は1人につき3万円加算、収入が減少した場合は追加で5万円））を支給する。 ひとり親家庭等の相談支援体制を強化するため、テレビ電話やSNSを活用した相談等の体制整備、各種支援施策の手続き等に関するコールセンターの設置、相談支援機関における感染防止措置の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭が活用可能な支援策の情報をまとめたリーフレットを作成・周知し、きめ細やかな相談対応を実施
<p>住まいの確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 休業・失業等に伴う収入減少により、住まいを失った方やそのおそれのある方に対し、住居確保給付金の支給に加え、新たに、民間団体等によるアパート等への入居支援や定着支援を行う。 社員寮に引き続き居住できるよう事業主に要請を行う。また、雇止め等にあっても、社員寮に引き続き居住できるよう定期借家契約に切り替えた場合には、住居確保給付金の支給対象となりえることを事業主や自治体に周知する。また、速やかに新たな住まいが確保できるよう、居住支援法人等と連携したアパート等への入居支援や定着支援を行う。 保護施設、無料低額宿泊所等の多床室の個室化のための改修を行うなど環境改善の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 住居確保給付金の支給対象の拡大（最長9ヶ月） 専らアルバイトにより、学費や生活費等を自ら賄っていた学生が、収入要件等を満たせば、住居確保給付金の対象となることを周知 借り上げホテルの単価見直し（7,000円→9,100円） 無料低額宿泊所等の新規入所者の原則個室利用の通知や感染予防のためのパーティションの設置などに対する補助を実施
<p>子ども食堂・通いの場・地域の見守り</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染防止に配慮した支援 見守りが必要な方との新しいつながり創出に向けた支援 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの見守り強化アクションプランの一環として、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等の取組への支援を行う。 感染防止に配慮しつつ、工夫して居場所づくり等を行う事例（屋外プログラムの実施、フードパントリーへの切り替え等）のHP掲載等を通じた横展開を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂における感染拡大防止に向けた対応、活用可能な政府の施策及びこれを活用した柔軟な運営が可能であることを周知 共同募金による寄付金を活用した、感染症下での子どもの居場所づくり等への支援 高齢者が居宅で健康を維持するために、工夫して運動することや、対面せずに人と交流する方法等について、自治体の取組例とともに周知 高齢者向けのご当地体操動画を動画配信サイトで公開
<p>児童虐待・DV</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待やDVに関する相談や、児童養護施設退所者等の相談支援を強化するため、テレビ電話やSNSを活用した相談支援等の体制強化や相談支援機関における感染防止措置の支援を行う。 子どもの見守り強化アクションプランの一環として、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等の取組への支援を行う。【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> SNS等を活用した児童虐待・DV相談窓口の設置の推進

「生活を守る」ために緊急に取り組む事項について

資料3

指摘	今般緊急に取り組む事項	これまでの主な対応
<p>心のケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止に配慮した相談 ・心のケアのための相談に有効なSNSの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺防止など心のケアを強化するために、民間団体によるSNSを活用した相談、都道府県等による電話相談等の体制の更なる拡充を行っていくとともに、相談環境の整備のために、在宅でのリモート対応や相談ブースの隔離等の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談員の体制強化や電話回線数の増設 ○ SNSを活用した相談体制の整備
<p>学生への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内定を取り消されたり、アルバイト収入を失った学生を、労働局等において非常勤職員として、日本年金機構において有期雇用職員（特定業務契約職員）として、採用し、仕事の場を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルバイト収入の減少により生活に困難を抱える学生も、緊急小口資金の貸付を受けることが可能であることを、窓口や大学等に周知
<p>外国人への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人労働者の相談支援体制を一層強化するため、離職時の手続き等の情報を、多言語でリーフレット、動画、HP等により分かりやすく周知する。あわせて、外国人労働者向けの窓口や電話相談の体制を充実する。 ○ 生活困窮者自立支援の窓口において、多言語対応のための機器購入、通訳配置等の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人労働者や事業主向けに支援策の情報をまとめたリーフレットを14言語と「やさしい日本語」で作成し、厚生労働省HPやSNS等で発信。
<p>オンラインでの就職サポート</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域若者サポートステーションについてオンライン等で対人支援を行う者へのノウハウの普及、研修・調査研究等を行う。 ○ 都道府県等の公共職業能力開発施設についてオンラインにより職業訓練を受けられる環境を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域若者サポートステーションのオンラインによる相談の好事例の共有
<p>介護・福祉サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止に配慮したサービス提供 ・感染症等に対応する介護・福祉現場の支援の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護・福祉の現場において、感染防止対策の相談窓口の設置、感染症に係るマニュアルの作成や研修の実施、マスクや消毒液等の備蓄支援など感染症対策を徹底しつつ、ケアマネジャー等によるサービス利用休止中の方への利用再開支援を行う。 ○ 介護・障害福祉事業所に勤務し、利用者と接する職員への慰労金を支給する。 ○ 濃厚接触者等の子どもの対応について、一時保護所や児童養護施設等と医療機関との連携を図るため、看護師等の配置・派遣等を支援する。 ○ 介護労働者等に対するメンタルヘルス支援を強化するため、セルフケアのためのサポートガイドを作成するとともに、専門家による相談支援を実施する。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により事業規模が縮小等となった介護・福祉施設に対する福祉医療機構による無利子・無担保の融資枠を拡大（無利子:3,000万円→6,000万円）する（休業等により減収となった入所施設については、無利子・無担保の融資枠を1億円まで拡大）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ マスクや消毒液等の確保支援 ○ サービス類型別にケア等の実施に当たっての具体的な留意事項の周知 ○ 留意すべき感染防止策について動画配信サイトで公開 ○ 感染事例が生じた社会福祉施設等への応援職員の派遣・調整の支援 ○ 感染者が発生した事業所等に対する、サービス提供継続のための職員確保費用や消毒の費用などのかかりまし経費の助成

赤い羽根共同募金



[ログイン/寄付マイページ](#) [メニュー](#)

【緊急募金 6月末まで延長決定！】 「臨時休校中の子どもと家族を支えよう 緊急支援募 金」へのご寄付のお願い

[ホーム](#) > [お知らせ](#) > 【緊急募金 6月末まで延長決定！】「臨時休校中の子どもと家族を支えよう 緊急支援募金」へのご寄付のお願い

2020年04月03日

お知らせ

新型コロナウイルス感染症対策として、全国各地の小・中・高校・特別支援学校で臨時休校の措置がとられています。

休校期間や春休みには、ひとり親家庭やその他の困りごとをかかえる家庭の子どもたちの孤独化、孤立化が懸念されており、こども食堂による配食などの緊急支援活動が本格化してきています。

中央共同募金会では、子どもたちや保護者が新学期を安心して迎えらるような環境づくりのために、こうした配食や学習支援等の緊急支援活動を、資金面で支える目的で、赤い羽根「臨時休校中の子どもと家族を支えよう 緊急支援募金」による助成事業を実施しています。

助成事業として、全国のこども食堂やフードバンク、学習支援団体などから、ひとり親家庭の見守りを兼ねたお弁当の配食活動や、環境衛生に配慮した小規模でのこども食堂の開催、障がいがある子どもの兄弟が安心して

過ごせる居場所づくりなど、全国から808団体、総額約6,763万円もの応募をいただき、第1回～第3回助成合わせて計555団体、総額約4,467万円の助成決定を行ったところでございます（2020年5月7日現在）。

[第1回助成決定団体はこちら](#)

[第2回助成決定団体はこちら](#)

[第3回助成決定団体はこちら](#)

1人でも多くの子どもたち、1つでも多くの支援活動を応援するために、皆さまのあたたかいご支援を、どうぞよろしくお願いいたします。

ご寄付の方法は、銀行振込、クレジットカードやコンビニ決済、企業単位の「ウェブ募金箱」、Yahoo!ネット募金など、多くの募金方法をご用意しています。

このたびの全国的・緊急的な課題に対して、皆さまの善意をぜひかたちにさせていただきますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

※中央共同募金会へのご寄付は、個人所得税、法人税等の「[税制優遇措置](#)」の対象となります（※条件によります。[税制優遇について詳しくはこちら](#)）

[◆ご寄付のお願い \(Ver.3\)](#)

[◆ご寄付ご支援をいただいた企業・団体・個人の皆さま](#)

<さまざまなお寄付方法>

[◆オンライン寄付（クレジットカード、コンビニ決済、ペイジーなど）はこちら](#)

[◆Yahoo!ネット募金はこちら](#) ※T-POINTでご寄付いただけます。

[◆ソフトバンクの「つながる募金」はこちら](#) ※キャリア支払い、Tポイント、クレジットカードでご寄付いただけます。

[◆PayPayの「きせかえ」購入で応援はこちら](#)

[◆ブックオフコーポレーションの「キモチと。」](#)（不要になった物品を売って

寄付) はこちら

◆Pontaポイント・dポイントでもご寄付いただけます。

◆ソネットポイントでもご寄付いただけます ※ポイント寄付総額と同額が

「新型コロナウイルス・ソニーグローバル支援基金」よりマッチング寄付されます。

◆Yahoo!チャリティーオークション「エールオークション」、中日ドラゴンズ「おうちでチャリティ！」も開催中

◆銀行振込によるご寄付

金融機関：三井住友銀行 東京公務部

口座番号：(普)177631

口座名義：(福)中央共同募金会 [(フ)チウウキョウオウ`ホウ`キカク]

「銀行振込で領収書が必要な場合」のみ、ご寄付申込書をご提出ください ※オンライン寄付の場合は提出不要です、寄付申込時にご記載いただけます。

◆本助成について

助成先の取組みを本会SNSで紹介しています。

・中央共同募金会Twitter https://twitter.com/akaihane_chuo

・赤い羽根共同募金Facebookページ

<https://www.facebook.com/akaihane/>

◆ご寄付総額（2020年4月20日現在）

139,486,106円

多くのご支援ありがとうございます。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人中央共同募金会 基金事業部

TEL: 03-3581-3846 FAX: 03-3581-5755

※緊急事態宣言下にて電話受付は休止中のため、お問合せフォームをご利用ください。

農林水産省

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 子ども食堂等に対する政府備蓄米の無償交付について

プレスリリース

子ども食堂等に対する政府備蓄米の無償交付について

Tweet

印刷

令和2年5月26日
農林水産省

農林水産省では、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、子ども食堂等における児童等への食事提供の役割が再認識されたことに伴い、新たに、子ども食堂等に対しても、政府備蓄米を無償交付します。

1.概要

農林水産省では、児童・生徒等に「米の備蓄制度」、「ごはん食の重要性」を理解していただくために、学校給食等に使用する米の一部に対し政府備蓄米を無償で交付しています。（米粉パン等用も含まれます。）

この度、新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの学校で休校措置がとられ、学校給食が休止する中、子ども食堂等における児童等への食事提供の役割が再認識されたことを踏まえ、子ども食堂等に対しても、食育の一環として、政府備蓄米を無償交付できるように要領を一部改正（注）いたしました。

（注）「学校給食用等政府備蓄米交付要領」（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知）について、政府備蓄米の無償交付の対象者に、これまでの学校等に加え、子ども食堂等を追加する等の改正。

2.交付申請関係

政府備蓄米の交付については、対象や申請先、要領等を農林水産省ホームページに掲載していますので、交付を希望される団体等は、以下のリンク先のページから交付要件等をご確認頂き、申請をお願いいたします。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

お問合せ先

政策統括官付穀物課米麦流通加工対策室消費流通第1班

担当者：高嶋、落合

代表：03-3502-8111（内線4239）

ダイヤルイン：03-3502-7950

FAX番号：03-6744-2523

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

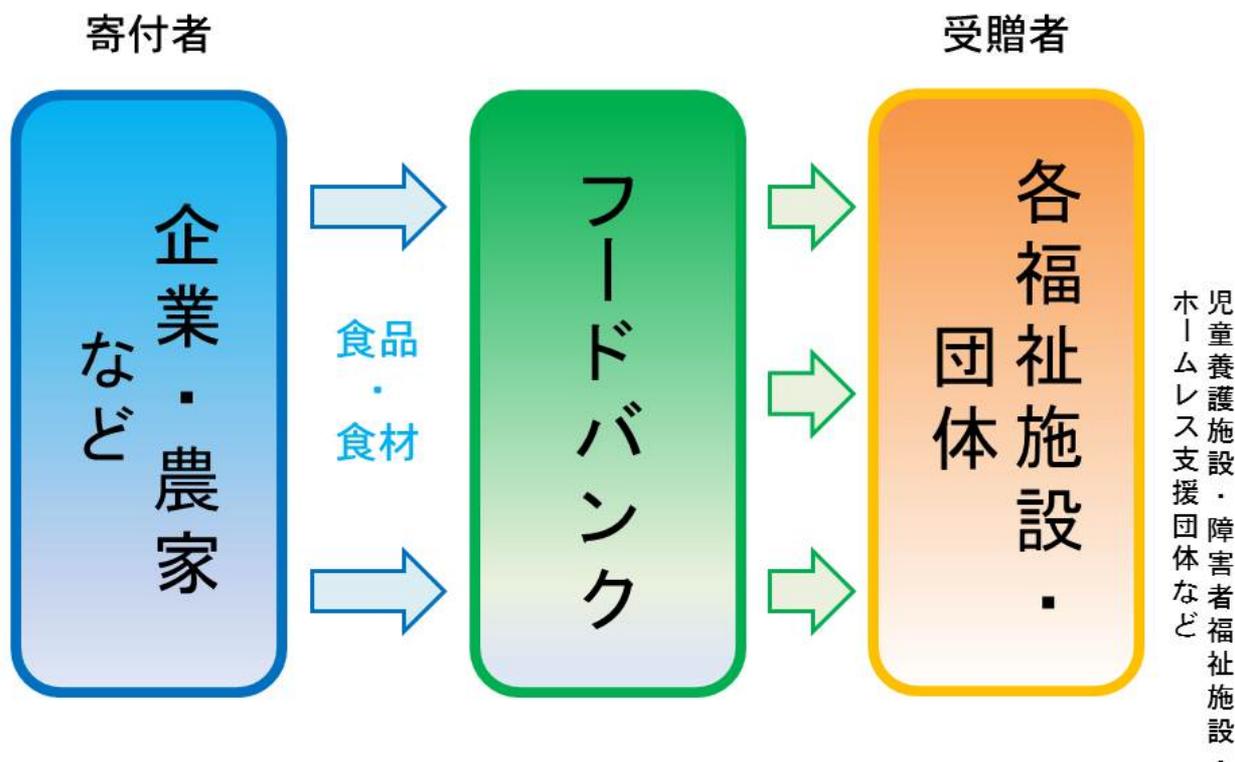
[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

農林水産省

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

ホーム > 食料産業 > リサイクル食品ロス > 食品リサイクル・食品ロス > フードバンク

フードバンク



学校給食の休止に伴う未利用食品の活用促進事業

小学校・中学校等の一斉臨時休業により発生する、学校給食向け未利用食品の有効活用を促進します。

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち

新たな販路へのマッチング等促進対策

代替販路の確保をご検討の方は[こちら \(PDF: 366KB\)](#) をご覧ください。

事業内容、応募様式の詳細は[こちら \(外部リンク\)](#) をご覧下さい。

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち

フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策

小学校・中学校等の一斉臨時休業（※）により発生する、学校給食向けの未利用の食品を有効活用するため、食品関連事業者等に対して、

(ア)フードバンクに寄附する際の輸配送費

(イ)再生利用（飼料化・肥料化等）する際の輸配送費や処理費を支援します。

（※）令和2年3月の全国一斉の臨時休業に加え、

令和2年4月以降に文部科学省「[新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン](#)」（外部リンク）

に基づき実施される臨時休業や学校運営上の工夫が対象です

（対象期間：令和2年2月27日（木曜日）～5月29日（金曜日））

（応募期間：令和2年4月1日（水曜日）～5月15日（金曜日））

応募のあったものから順次手続きを開始し、本対策の事業費がなくなり次第、募集を終了します。

事業内容、応募様式の詳細は[こちら](#)をご覧ください。

応募様式記載例(PDF: 517KB) (応募様式作成の記載例としてご参照下さい)

事業ちらし(PDF: 777KB) (事業の概要を更に詳しく知りたい方はお読み下さい。また、関係者への配布用資料としてお使いください)

事業Q&A (4月27日追記) (PDF: 495KB) (事業に関してご不明な点があればこちらをご覧ください)

<事業イメージ>

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち

フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策

【令和元年度予備費 298百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症対策に伴う休校により発生する、学校給食で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るため、**食品関連事業者等が、フードバンクに寄附する際に輸配送費を負担する場合や、再生利用（飼料化・肥料化等）する際に輸配送費や処理費を負担する場合に、その費用を支援します。**

<事業の内容>

1. フードバンク活用の促進対策

未利用食品をフードバンクに寄附する又はフードバンクと調整の上で福祉施設等に直接寄附する際に必要となる輸配送費を支援します。

《補助率》

輸配送費(右図①)

- ・車両の庸車により行うもの：定額（7,000円/トン以内）
- ・小口配送便等により行うもの：定額（70円/キログラム以内）

2. 再生利用の促進対策

やむを得ず廃棄することとなる未利用食品を再生利用する際に必要となる輸配送費及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費を支援します。

《補助率》

輸配送費(右図②)

- ・車両の庸車により行うもの：定額（7,000円/トン以内）

再生利用に係る処理費(右図③)

- ・定額（32円/キログラム以内）

《両対策の主な要件》

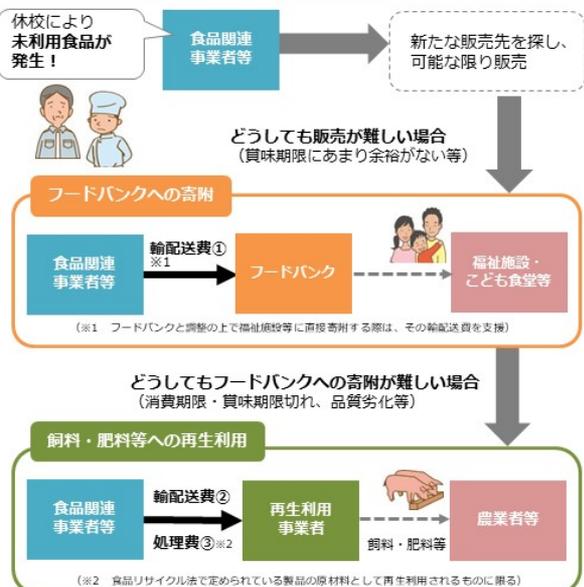
- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により発生する、学校給食で活用予定であった未利用食品の有効活用を図るものであること（令和2年2月27日～5月29日の取組が対象）。
- ・需要の減少やこれに伴う取引先からの注文のキャンセル等によりやむを得ず発生し、代替販路が確保できない未利用食品であること。

<事業の流れ>



<事業のポイント>

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 食料産業局バイオマス循環資源課 (03-6738-6477)

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち
フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策

申請締切は5月15日（金）17時

4つのポイント

新型コロナウイルス感染症による
休校に伴い発生した
学校給食用の未利用食品について、
①フードバンクへの寄附
②飼料や肥料等への再生利用
を支援します

誰が対象？

休校により学校給食用の未利用食品が発生した者であれば、

- ・ **食品関連事業者**
(製造、卸、小売、外食)
- ・ **農林漁業者**
- ・ **学校設置者**
- ・ **学校給食会**
など幅広く**対象**となりえます。

※詳細は、実施要綱やQAを御確認いただくか、お問合せください。

いつの取組が対象？

- ・ **令和2年3月の全国一斉の臨時休校**
又は
- ・ **令和2年4月以降の臨時休校等**
により発生する**学校給食用の未利用食品**を対象に、
令和2年2月27日～5月29日に実施される取組が対象です。

これから行う取組だけが対象？

令和2年2月27日以降に、既に実施した取組について、**後から申請**することも**可能**です。

※ただし、輸配送費の支出額等がわかる根拠書類などが必要です。

何にいくら支援されるの？

- ①フードバンクへの寄附の場合、**輸配送費**（重量に応じて車両の庸車7,000円/トン又は配送便70円/kg）を支援
- ②飼料や肥料等への再生利用の場合、**輸配送費**（重量に応じて7,000円/トン）+ **処理費**（同32円/kg）を支援

<問い合わせ先>

〒100-8950東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課
(北別館6階ドアNo.北610)
電話：03-3502-8111（内線：4315）
FAX：03-6738-6552

新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者から発生する未利用食品についてのフードバンクへの情報提供 **New!**

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、食品関連事業者から発生する未利用食品のフードバンクへの寄附を推進するため、これらの食品に関する情報を集約し、全国のフードバンクに一斉に発信する取組を行っています（詳細は以下プレスリリースをご参照下さい）。

プレスリリース

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/200304.html>

[事務連絡（食品関連団体宛て）\(PDF：179KB\)](#)

[事務連絡（フードバンク宛て）\(PDF：165KB\)](#)

フードバンクへ未利用食品の寄付を希望される食品関連事業者は上記事務連絡の内容を確認した上で、以下の様式＜食品関連事業者様式＞を以下のメールアドレスに提出してください。

毎日、各食品関連事業者の未利用食品の情報について一覧として集約した上で、全国のフードバンクに対し一斉メールにて発信します。

【提出先メールアドレス：loss-non@maff.go.jp】

[＜食品関連事業者様式＞フードバンクへの寄附を希望する未利用食品の情報\(EXCEL：30KB\)](#)

なお、農林水産省では、ICT等を活用して未利用食品の販売（シェアリング）を行うビジネスについて、省ホームページで紹介しています。

新たに、新型コロナウイルス感染症対策により発生した未利用食品の販売促進にかかる取組の情報も掲載しました。 **New!**
これらのビジネスの活用も併せて御検討ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/business.html

＜フードバンクへの情報提供の結果について＞ **New!**

本取組を開始した令和2年3月4日以降の情報提供の結果については[こちら（令和2年5月12日時点）\(PDF：278KB\)](#) をご覧下さい。

具体的な取組（公表可能なもののみ）は以下のとおりです。

フードバンクへの提供実績（公表可能なもののみ・令和2年5月12日時点）

提供者名 (所在地)	提供先	提供品	提供月
菓糧開発株式会社 (神奈川県)	フードバンク3団体	菓子類	2020年3月
株式会社加賀屋 (宮城県)	フードバンク3団体	もち米、あずき	2020年3月
株式会社丸井スズキ (東京都)	フードバンク6団体	菓子類	2020年4月
デルタ航空会社	フードバンク16団体	飲料、菓子類	2020年4月～5月
株式会社オッティ貿易 (神奈川県)	フードバンク13団体	菓子類	2020年4月
株式会社大安 (京都府)	フードバンク2団体	漬物	2020年4月
株式会社オッティ貿易 (神奈川県)	フードバンク6団体	菓子類	2020年4月～5月
砺波市学校給食センター (富山県)	フードバンク1団体	ウインナー、ドレッシング	2020年5月
デルタ航空会社	フードバンク16団体	飲料	2020年5月

1. フードバンク活動とは

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する「フードバンク」と呼ばれる団体・活動があります。まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品（いわゆる食品ロス）を削減するため、こうした取り組みを有効に活用していくことも必要と考えています。農林水産省では、食品ロス削減を図る一つの手段としてフードバンク活動を支援します。

現状のフードバンク団体数120団体（令和2年3月31日時点）

2. 各フードバンクの紹介 **New!**

平成31年度にフードバンク活動実態調査にご協力等頂いたフードバンク120団体についてまとめています。

（お問い合わせは各フードバンクに直接お願いいたします）

[フードバンク団体一覧（令和2年3月31日更新）\(PDF：521KB\)](#)

[分割版1\(PDF：403KB\)](#)

[分割版2\(PDF：387KB\)](#)

3.フードバンク活動の実態調査について New

国内でフードバンク活動を行っている団体の実態調査を行いました。
 (活動状況の概要、運営の状況、フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引きの認知・活用状況等)
<平成31年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業フードバンク実態調査事業>
[実態調査報告書\(PDF : 3,258KB\)](#)
[分割版1\(PDF : 1,626KB\)](#)
[分割版2\(PDF : 595KB\)](#)

4.地方農政局におけるフードバンク活動推進の取組 New

各地方農政局の独自の取組を御紹介します。
[東北管内のフードバンク活動について \(東北農政局\)](#)
 東北管内のフードバンク団体の紹介とフードバンクへ協力可能な食品関連事業者の情報を掲載しています。
[フードバンク活動推進のための情報共有プラットフォーム \(関東農政局\)](#)
 フードバンク活動団体、食品関連事業者、地方公共団体などの交流促進が図られることを目的とする情報共有の場を設置しています。
[「フードバンク活動団体 × 協力企業」マッチング特設ページ \(九州農政局\)](#)
 フードバンク関係者のマッチングの促進をWEB上で行っています。また、九州農政局管内のフードバンク活動団体一覧を掲載しています。

5.フードバンクへの食品提供・寄附に係る税制上の取扱い

フードバンクへの食品提供・寄附に係る税制に関してまとめています。
[【食品関連事業者の皆様へ】食品ロス削減にフードバンクを活用しませんか？フードバンクに係る税制について\(PDF : 764KB\)](#)

6.フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き

食品の品質確保及び衛生管理、情報管理等に焦点を当てた手引書を作成しました。
 フードバンクによる食品の取扱いのレベルアップのため、是非参考にして下さい。
 フードバンク関係者間で結んで頂きたい、食品の提供・譲渡に係る合意書の作成例に加え
 衛生管理について記した表(マニュアル)の追加及び、衛生・提供食品について管理すべき項目の作成例を加える形で手引きを改正しました。
[\(平成30年9月改正\)](#)
[【改正】手引き概要\(PDF : 439KB\)](#)
[【改正】手引き本文\(PDF : 806KB\)](#)
[衛生管理点検表、食品提供履歴管理表等\(EXCEL : 63KB\)](#)

7.農産物のフードバンクへの寄付

農産物の生産・流通には、多くのエネルギーや資材、労働力が費やされています。
 一方で、規格外農産物や販売できなかった野菜・果物などが、食べられるにも関わらず捨てられています。
 フードバンクにおける未利用農産物の活用に関するチラシを作成し、普及に努めています。
[利用されていない農産物\(野菜・果物・米等\)をフードバンクに寄付してみませんか？\(PDF : 292KB\)](#)

お問い合わせ先

食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室

代表：03-3502-8111 (内線4319)
 ダイヤルイン：03-6744-2066
 FAX番号：03-6738-6552

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
 Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
 トップページへ

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症対策に伴う休業等により発生する未利用食品の有効活用を図るため、フードバンクに寄附する際の輸配送やフードバンクの受入能力向上に必要な経費、再生利用（飼料化・肥料化等）する際の輸配送費や処理費を支援します。

<事業の内容>

1. フードバンク活用の促進対策

未利用食品をフードバンクに寄附する際の輸配送やフードバンクの受入能力向上に必要な経費を支援します。

《補助率》

輸配送費(右図①)

- ・車両の庸車により行うもの：定額
(常温：7,000円/トン以内、冷凍・冷蔵：8,400円/トン以内)
- ・小口配送便等により行うもの：定額
(常温：70円/キログラム以内、冷凍・冷蔵：130円/キログラム以内)

フードバンクの受入能力向上に必要な経費(右図②)

- ・一時保管用倉庫、運搬用車両等の賃借料：定額

2. 再生利用の促進対策

やむを得ず廃棄することとなる未利用食品を再生利用する際に必要となる輸配送費及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費を支援します。

《補助率》

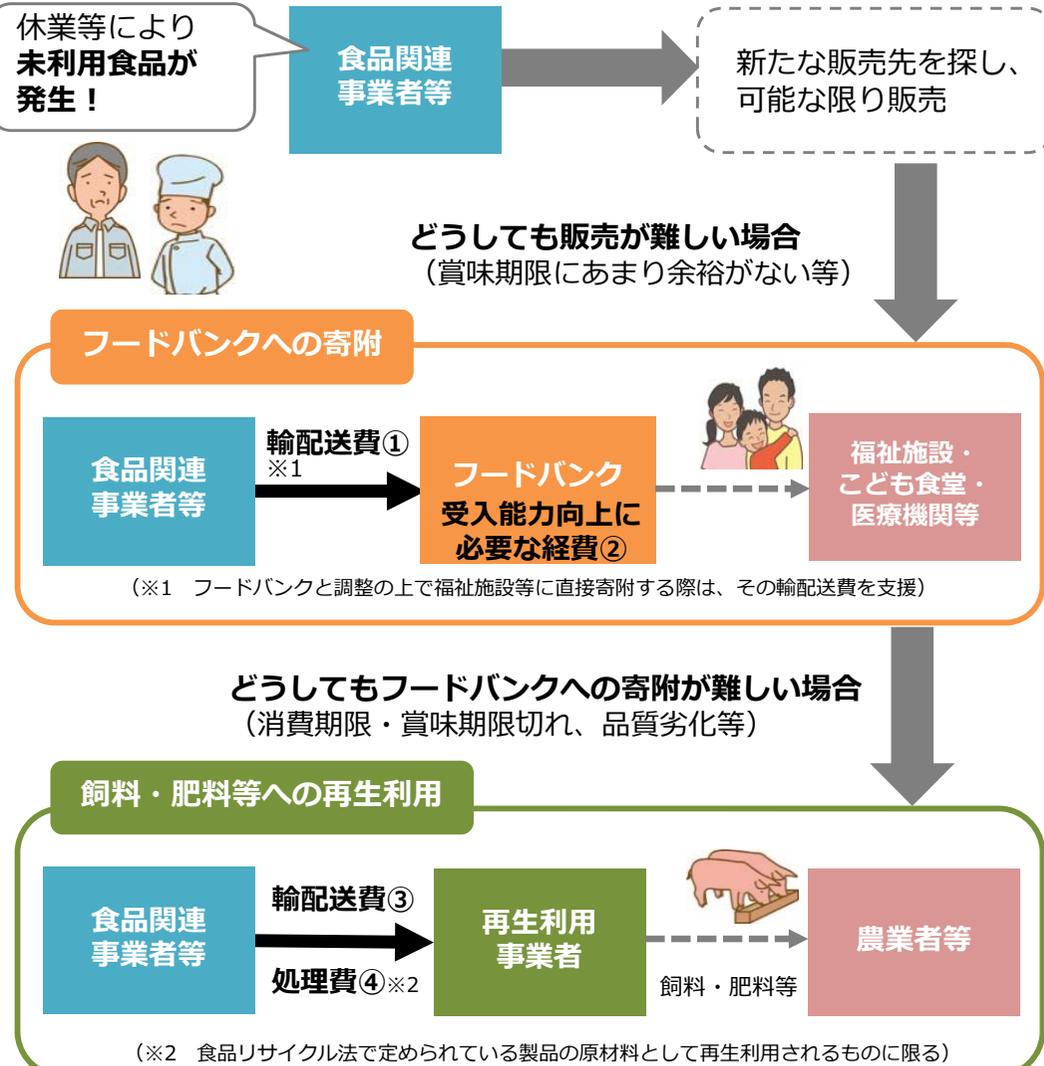
輸配送費(右図③)：定額(7,000円/トン以内)

再生利用に係る処理費(右図④)：定額(32円/キログラム以内)

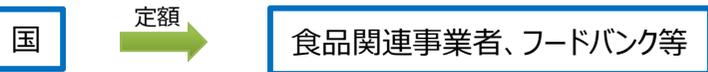
《両対策の主な要件》

- ・学校給食で活用予定であった食品又はこれに類する食品（仕向け先を特定して生産・製造・販売・活用されるもの）であること
- ・需要の減少やこれに伴う取引先からの注文のキャンセル等によりやむを得ず未利用となったものであること
- ・令和2年4月1日～12月31日の取組であること

<事業イメージ>



<事業の流れ>



品目横断的販売促進緊急対策事業のうち食育等推進事業

食育の取組みを支援します。

農林水産省は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、在庫の滞留、売上げの減少等が生じている品目について、食材の説明など食育の取組みを行う子ども食堂等での使用を支援します。

支援内容

食育に取り組む子ども食堂などで
使用する食材費等を支援



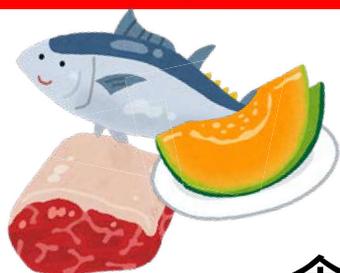
食材費等

→
食育推進



※提供回数は、1施設当たり3回が上限。
(うち1回は必ず生産者や料理人などによる食育活動を実施)

補助内容



対象品目※の食材費
と

食育活動に係る経費（謝金等）
を補助



※和牛、水産物（マグロ類、ホタテガイ、ブリ類、マダイ、フグ類、ウナギ）
野菜・果実（メロン、マンゴー、いちご）、茶（リーフ茶）

卸売価格の2割以上の減少等の影響が生じる品目は、その都度追加

ご質問・お問合せ先
食育等推進事業事務局

<https://syokuikusuishin.jp/>
03-4477-2885

申請いただけるのは以下の方々です
子ども食堂等が行う食育の取組みについて、都道府県域や、それに相当する複数市町村の範囲を取りまとめることができる団体
◀詳細は左記へお問い合わせください